

特化則が改正される

〔1,2-ジクロロプロパン〕が特化則に追加されることになりました。

この、物質は、「胆管がん」発生職場で使用していたとされるもので、発がん性のおそれがあることから、今回の改正があったものです。

主な内容は、

1. 特別化学物質（第2類物質）に追加〔作業主任者の選任（有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任）、作業環境測定実施、特殊健康診断実施、局所排気装置設置〕
 2. 特別化学物質に追加（作業環境測定記録等の30年保存）
 3. 譲渡・提供時等に名称等の表示
 4. 健康管理手帳交付業務に追加
- です。

施行は、平成25年10月1日です。

《 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者協会 》

胆管がん防止のために 特化則改正 H25.10.1.施行

